

お知らせ
平成 26 年度

情報公開制度
個人情報保護制度

運用状況について

● 問合せ 情報広報課市民サービス係 (☎☎2133)

情報公開制度

■ 情報公開請求の処理状況

請求件数		24 件
処理状況	公開	12 件
	一部公開	11 件
	非公開	0 件
	取下げ	1 件
不服申立て		0 件

■ 実施機関別請求状況

実施機関		情報公開 請求件数	軽易な情報 公開件数
市長	総務部	5 件	219 件
	政策経営部	3 件	9 件
	市民部	2 件	0 件
	産業部	0 件	0 件
	建設部	5 件	309 件
教育委員会		1 件	0 件
農業委員会		1 件	0 件
水道事業管理者		2 件	414 件
議会事務局		5 件	7 件
計		24 件	958 件

■ 情報公開請求 (24 件) の内訳

- ▷ 市が加入している年間保険料5万円以上の賠償責任保険などの保険証券の写し (平成 25 年分) (8 件)
- ▷ 政務活動費収支報告書 (4 件)
- ▷ 馬伏雨水渠実施計画書の公図・平面図・縦断図・横断図
- ▷ 市発注の第4工水工事に係る工事請負契約書、工事中・工事後の不測の事態に伴う保証に関する契約書など関係書類
- ▷ 平成 23 年 1 月 21 日佐賀地方裁判所が出した『平成 20 年 (行ウ) 第4号損害賠償等請求事件』・平成 24 年 4 月 12 日福岡高等裁判所が出した『平成 23 年 (行コ) 第5号損害賠償等請求控訴事件』の判決文の写し
- ▷ 松浦市営住宅跡地の払い下げにかかる契約関係書類一式、申請書、同意書
- ▷ 平成 26 年 4 月 3 日最高裁判所第一小法廷が決定した事件『平成 24 年 (行ツ) 第 244 号』・『平成 24 年 (行ヒ) 第 289 号』の調書の写し
- ▷ 市長による弔電・祝電の過去 3 年間 (平成 23 ~ 25 年度) の件数・金額
- ▷ 立花町廣田団地造成計画図・開発許可申請書・約定書
- ▷ 市道・里道の譲与図 (国有財産特定図面)
- ▷ 議会運営委員会行政視察報告書 (三重県鳥羽市議会、松坂市議会、愛知県豊田市議会)
- ▷ 伊万里市大川町で過去 5 ~ 6 年間で売買された土地 (農地) の所在・地図・売買価格・総面積・売買年月・件数
- ▷ 1988 年 3 月測図の土地改良法による土地改良所在図の図面単位の図面
- ▷ 平成 20 年度以降に起債された地方債 (銀行等引受債) の起債条件などが記載された文書【取下げ】

個人情報保護制度

■ 個人情報保護審査会の状況

諮問件数	答申件数
7 件	8 件

※ 答申件数 8 件のうち 2 件は平成 25 年度中の諮問に対するもの

■ 開示請求 (5 件) の内訳

- ▷ 印鑑登録証明書の発行履歴 (3 件)
- ▷ 住民票の発行履歴・添付書類
- ▷ 地籍調査票の写し
- ※ その他軽易な個人情報の開示 (6 件)

◆ 伊万里市個人情報保護審査会

市が保有する情報を目的外利用・外部提供などをする場合は、審査会で諮問・答申します。

ご存じですか 子育てを応援する制度

児童扶養手当

■児童扶養手当とは

児童扶養手当は、父母の離婚や父または母の死亡、1年以上の遺棄などにより、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童または20歳未満の障害児を養育しているひとり親家庭の父・母または養育者に支給されます。
※所得制限などがあります。

●手当額

▷全額支給の場合

月額 42,000円

▷一部支給の場合

月額 9,910円～41,990円

▷加算額 第2子

月額 5,000円

第3子以降1人につき

月額 3,000円

※本人および同居の家族の所得によって、手当額が算定されます。

●次のような場合には、届け出が必要です

▷受給者や対象児童が婚姻（事実婚を含む）したとき

▷受給者や対象児童が公的年金を受けられるようになったとき

▷対象児童が受給者の生計と別になったとき

▷児童または受給者が住所を変更したとき

▷対象児童の人数が変更になったとき

●支給制限

父または母である受給資格者に対する手当は、支給開始月から5年または支給要件に該当した月（父子家庭の場合は、平成22年8月1日から起算します）から7年を経過したときは、手当額が2分の1になります。就業または求職活動、就業が困難なことなど、いずれか証明できる書類を提出するとこれまでの手当と同じ額を受給できます。

●新規申請（随時受付）

認定を受けると、申請した月の翌月分から支給されます。

特別児童扶養手当

■特別児童扶養手当とは

特別児童扶養手当は、身体・知的または精神に中度以上の障害のある20歳未満の児童を養育している父または母、もしくは養育者に支給されます。該当する児童がいる母子家庭などには、児童扶養手当と併せて支給されます。ただし、対象となる児童が児童福祉施設などに入所している場合は支給されません。
※所得制限などがあります。

●手当額

▷障害1級該当児童1人につき月額 51,100円

▷障害2級該当児童1人につき月額 34,030円

※所得制限によって、支給停止になる場合があります。

●次のような場合には、届け出が必要です

▷対象児童が福祉施設などに入所したとき

▷対象児童または受給者が住所を変更したとき

▷対象児童の障害の程度が変わったとき

▷引き続き手当を受けようとするとき（再診断）

●新規申請（随時受付）

県知事の認定を受けると、申請した月の翌月分から支給されます。

ひとり親家庭等医療費助成

■ひとり親家庭等医療費助成とは

母子・父子家庭の父母とその養育する児童、父母のいない児童に対し、健康保険により医療機関で診療を受けた場合、医療費の自己負担の一部が助成されます。

●助成対象者

▷母子・父子家庭の父母

20歳未満の児童を養育している人

▷児童

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある人

※所得制限などがあります。詳しくは、下記へお問い合わせください。

●助成額

受給資格者が医療機関などで受診し、支払った一部負担金から入院・外来を問わず1人1月500円を控除した額

●助成金申請の期限

医療機関などで受診した月の翌月から起算して1年以内

●新規申請（随時受付）

認定を受けると、申請した日の診療分から助成されます。



現在受給している人は、現況届・更新手続きを忘れずに！

※該当する人には、事前に通知します。

■受付期間

8月10日（月）～21日（金）

午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日は、除きます。

■受付・問合せ先

▷児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成
福祉課子育て支援室（☎☎☎2174）

▷特別児童扶養手当

福祉課社会福祉係（☎☎☎2156）



『九州市町村合同公売会

in伊万里・有田』を開催

九州の19市町が参加する『九州市町村合同公売会 in伊万里・有田』を本市と有田町が共同で開催します。

日用品から高額物品まで、多数出品される予定です。皆さん、気軽に参加してください。



平成24年に開催された合同公売会

●日時

8月29日(土) 午前9時

●場所

焔の博記念堂 コンベンションホール(有田町黒川甲1788番地)

●出品数

約400点

●公売方法

入札および競り売り

●持参するもの

印鑑、身分証明書(運転免許証、保険証など)、購入(買受)代金

●問合先

税務課収納対策室
(☎☎2152)

『わがまちの職人さん』

(小規模契約希望者)を募集

市では、市小規模契約希望者登録制度の登録者を募集します。

●小規模契約とは

市が発注する契約金額50万円未満の小規模な工事や修繕、業務委託で、内容が輕易で履行の確保が容易であると認められるもの

●対象

次のすべてに該当する人
▽市内に主たる事業所を置く人(市内に本店がある人のみ)

▽成年被後見人、被保佐人、破産者でない人

▽市税(国保税含む)の滞納がない人

▽競争入札参加資格審査申請書(指名願)を提出していない人

▽希望業種を履行するために必要な資格や許可などを有する人

▽暴力団員との関係(実質的な経営への関与など)がない人



●申請期間

9月1日(火)から随時

●登録有効期間

10月1日から平成29年9月30日まで(2年間)

●提出書類

契約監理課に備え付けの要領で確認してください。

●要領は、市ホームページからもダウンロードできます。

●登録後の注意

名簿登録しますが、指名や契約を約束するものではありません。

●応募・問合先

契約監理課契約監理係
(☎☎2176)

8月は『夏の子ども・若者育成支援強調月間』です

夏休み期間は、解放感から児童・生徒の気持ちも緩みがちになり、不規則な生活に陥りやすく、好奇心から飲酒や喫煙などの非行に走ったり、交通事故や水の事故などに巻き込まれやすい時期です。

夏休みの過ごし方について、児童・生徒が自主的に計画を立て、規則正しい生活を送るよう、家庭で十分気を配ってください。親や大人も、家庭や地域での役割を認識し、いろいろな体験や会話を通じて、子どもと互いにふれあい、笑顔が絶えない関係を育みましょう。

●問合先 青少年センター
(☎☎2658)

墓地・墓について

■新たに墓地を利用する場合

自分が所有する土地であっても、個人が墓地を新設することはできません。墓地の新設は、原則として宗教法人などに限られています。個人が新たに墓地を利用する場合は、次の形態の墓地を利用してください。

●墓地の種類

▽村落共同型墓地

住民が皆で一定の場所を墓地として使用する形態の墓地

▽寺院境内型墓地

寺院が境内などの所有地を檀家などに使用させる形態の墓地

▽民営霊園型墓地

宗教法人や公益法人が経営する形態の墓地

※宗教法人などがこれらの墓地を新設する場合は、さまざまな許可条件や申請書類がありますので、事前に問い合わせてください。

■改葬をする場合

改葬(市内の墓地または納骨堂に埋葬されている遺骨を別

の場所に移すこと)を行う場合は、市への申請が必要です。

●申請方法

次の申請書類を提出してください。

①改葬許可申請書

②改葬先の管理者が同意したことを証明できる書類(受け入れ証明書、契約書の写しなど)

※そのほか、承諾書や委任状が必要な場合があります。

●申請・問合先

環境課生活環境係
(☎☎2144)

伊万里の明日を担う市職員を募集します

■受付期間

8月3日（月）～20日（木）

※郵送の場合は、20日の消印のあるものまで有効

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日は除く）

■1次試験

●試験日 9月20日（日）

●試験会場 市民センター

●試験内容

▷一般事務A・C、保育士

高等学校卒業程度の教養試験

▷土木A

高等学校卒業程度の教養試験、専門試験

▷一般事務B、土木B

民間企業などでの職務経験などを勘案した書類審査

■申込書・試験案内の請求

▷8月3日以降に総務課で配布します。

▷郵送での請求は、封筒に『職員採用試験申込書請求』と朱書きし、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（A4サイズ）を同封してください。

▷申込書は、市のホームページからダウンロードできます。

■申込・問合せ先

〒848-8501 伊万里市立花町 1355 番地 1

伊万里市役所 総務課職員係（☎2127）



私たちが一緒に働きます

■採用試験区分・採用予定人数・受験資格

試験区分	予定人数	年齢制限	その他の受験資格（学歴は問いません）
一般事務A	6人程度	昭和63年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人	—
一般事務B （地方創生ふるさと伊万里Uターン枠）	若干人	昭和55年4月2日以降に生まれた人	平成27年8月1日現在、国家公務員または地方公務員の一般行政職として勤務している人 ※自衛官、警察官、教員その他の専門職、建築その他の技術職などは対象になりません。
一般事務C （身体障害者）	若干人	昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人	次の条件をすべて満たす人 ①身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの人 ②自力で通勤でき、介護者なしに職務遂行が可能な人 ③活字印刷文による出題および口頭による面接試験に対応が可能な人
保育士	1人程度	昭和63年4月2日以降に生まれた人	保育士の資格取得者または平成28年3月31日までに資格取得見込みの人
土木A	2人程度	昭和63年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人	—
土木B （地方創生ふるさと伊万里Uターン枠）	若干人	昭和55年4月2日以降に生まれた人	民間企業など（国、地方公共団体を含む）で土木・建築工事などの設計、施工管理などの業務経験が平成27年7月末現在通算して5年以上ある人

①平成27年4月1日現在、伊万里市に住民登録し、引き続き居住している人
②伊万里市に居住していた人で、当時生計を同じくしていた2親等以内の親族（①に該当）を残し、市外に居住している人（学生、Uターン希望者など）

※一般事務B・土木B（地方創生ふるさと伊万里Uターン枠）は、伊万里市出身で、市外に居住している人
※土木Aは、住所要件はありません。

※詳細は、『平成27年度伊万里市職員採用試験案内』で確認してください。

宝くじ文化公演

たいらじょう ダンボール人形劇場

お花のハナツクの物語

10月11日(日) 午後2時開演(午後1時開場) 市民センター 文化ホール

段ボールで作った創造性あふれる人形たちが登場します。主人公の『お花のハナツク』が、さまざまな動物たちとの出会いを通じて、自分にしかない個性や魅力を再発見していく、希望と感動がいっぱい詰まった人形劇です。



↑誰もが夢になれる「平常」が演じるダイナミックな舞台

- 入場料【全席自由】
 - 一般 1,000円(当日1,200円)
 - 高校生以下 500円(当日600円)
- チケット販売場所【8月1日から販売】
 - 市民センター、市民会館、市内保育園、市役所
- 問合せ先
 - 市民センター (☎☎23911、FAX☎24911)
 - ※メールアドレス shimin-senta@city.imari.lg.jp



市消防団夏季点検

地域の防火・防災の最前線で活躍する消防団員が、日ごとの訓練の成果を披露する『伊万里市消防団夏季点検』を実施します。新たに編成した11分団の通常点検・小隊訓練を、ぜひ参観してください。

- 日時
 - 8月16日(日) 午前8時
 - ※雨天の場合は、8月23日(日) 午前6時30分に延期します。
- 場所
 - 伊万里消防署訓練場
- 問合せ先
 - 消防調整課消防団係
 - (☎☎22116)

普通救命講習会

9月6日から12日までの全国一斉『救急医療週間』に合わせ、心肺蘇生法やAED(自動体外式除細動器)の取り扱いなどを学ぶ、普通救命講習会を開催します。

- 日時
 - 9月6日(日)
 - 午前9時〜正午
- 場所
 - 伊万里消防署
- 募集人数
 - 30人程度
- 受講料
 - 無料
- 申込方法
 - 電話
- 申込・問合せ先
 - 伊万里消防署 消防2課救急指導係
 - (☎231199)

ジェネリック医薬品に切り替えると

薬代が安くなる場合があります

市国民健康保険と佐賀県後期高齢者医療広域連合では、現在服用している薬をジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合に、薬代の自己負担額をどのくらい軽減できるか試算した差額通知はがきを『ジェネリック医薬品に関するお知らせ』として、対象となる皆さんに1年に2回郵送しています。なお、通知には薬代にかかった金額のみを表示しています。また、ジェネリック医薬品に切り替えると薬代が安くなる可能性があることをお伝えするもので、切り替えを強制するものではありません。

●ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品は、最初に作られた薬(先発医薬品)の特許が切れた後に販売される医薬品です。先発医薬品と同等の有効成分・効能・効果を持つ医薬品ですが、まったく同一というわけではありません。ジェネリック医薬品を希望する場合、まずは、かかりつけの医師や薬剤師へご相談ください。

●対象

処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、1か月当たり一定額以上自己負担額の軽減が見込まれる人が対象で、必ずしも全員に送付するわけではありません。

●問い合わせ窓口

皆さんからの通知書に関する問い合わせをため、問い合わせ専用窓口『国民健康保険中央会コールセンター』を設けています。通知書裏面にコールセンターのフリーダイヤルを記載していますので、ご利用ください。

●問合せ先

- ▽長寿社会課医療保険係 (☎☎232153)
- ▽佐賀県後期高齢者医療広域連合業務課給付係 (☎095228476)

農業者の皆さんを応援します

『農業制度資金』

機械や家畜の導入、農地取得など、農業者の経営を支援するため、低利で利用できるいろいろな農業制度資金があります（下の【表】参照）。資金の種類により、借入れの要件が異なるものや、状況により利用できる資金があります。詳しくは問い合わせてください。

- 問合先・相談窓口 ▷ J A伊万里金融課 (☎☎5556) ▷ 日本政策金融公庫 (☎0952⑦4120)
▷ 伊万里農林事務所西松浦農業改良普及センター (☎☎5128) ▷ 市農業振興課 (☎☎2557)

【表】低利で利用できる主な農業制度資金

資金名	貸付対象者	貸付対象事業					貸付利率 (%) H27.5月現在	償還期間 (年以内)	貸付限度額
		農地取得	施設・農機具の購入	家畜の導入・育成	長期運転・経営資金	負債の整理・借り換え			
農業近代化資金	認定農業者		○	○	○		0.40～0.65 0.80	15	個人 1,800万円 法人 2億円
	集落営農組織		○	○	○				
	主農業経営者 (※1)		○	○					
農業経営基盤強化資金 (L資金)	認定農業者	○	○	○	○	○	0.40～0.80 (※2)	25	個人 3億円 法人 10億円
農業改良資金	エコファーマーなど		○	○	○		無利子	12	個人 5,000万円 法人 1億5,000万円
青年等就農資金	認定新規就農者		○	○	○		無利子	12	3,700万円

- (※1) 農業所得が総所得の過半数または農業粗収入（売り上げ）が200万円以上の農業者
- (※2) 一定の条件を満たせば、貸し付けから当初5年間は無利子となる場合があります。

市長雑感

伊万里市長 塚部芳和

ハチガメ

私が幼かった昭和30年代、夏休みになると波多津の海岸で友達と泳ぐのが日課でした。海中に潜ると、甲羅を下にしてあおむけに泳ぐハチガメによく遭遇しました。

鉢を伏せたような形に似ていることから、地元ではそうと呼ばれますが、学名は「カブトガニ」。漁業が盛んだった当時、伊万里湾ではたびたび底引き網に掛かり、漁師からは網を破る厄介者として扱われました。また、好奇心旺盛な子どもは、しっぽを握って遊んでいたものです。

身近な存在として、私自身も慣れ親しんだカブトガニは、2億年以上も形態が変化していないことから「生きていない化石」と呼ばれ、学術的にも大変貴重です。岡山県笠岡市にある繁殖地が国の天然記念物に指定（昭和3年）されていることを知ったのは、随分あとになってからです。

以前は、伊万里湾内で多く見られたカブトガニも、昭和40年代に七ツ島工業団地や伊万里団地の造成などで激減し、

今は湾奥部の多々良海岸一帯を中心に生息しています。

カブトガニの数は、環境の豊かさのバロメーターと言えます。全国的に絶滅が危惧される中、伊万里湾では水道の普及などで水質が改善された結果、個体数は回復傾向にあります。工業開発と環境保全のバランスを保つ難しさを克服しつつ、官民一体で守り続けていきます。

その多々良海岸一帯が、「伊万里湾カブトガニ繁殖地」として国の天然記念物に指定される運びとなりました。産卵や幼生の成長に適した砂地・干潟が良好に保全されているだけでなく、地元住民や伊万里高校理化学部によって保護活動が展開されていることも評価されたものです。

また、地元・牧島地区では、カブトガニをまちづくりの生かそうと、住民団体の「牧島のカブトガニとホテルを育てる会」が神社を建立されました。その生態にちなんで、「夫婦和合」、「子宝」、「長寿」などのご利益が期待できそうです。ぜひ、カブトガニの見学と参拝にお出かけください。